

# 公開質問状

令和5年12月15日

千葉県知事 熊谷俊人 殿

日本第一党 千葉県本部  
本部長 山口たか子

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度、熊谷知事の推し進める「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を推進する条例」案に対し、お尋ねしたい件があり、公開質問状をお渡しいたしました。

ご多忙の中大変恐縮ですが、令和5年12月29日までに、下記1～13の質問にご回答いただけますようお願い申し上げます。回答内容は、回答の有無に関わらず公開させていただきます。

- 1、千葉県内にて、多様性が尊重されず問題となった事は過去にありましたか？  
あれば具体的な事例と把握できている件数をご回答ください。
- 2、このような「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を推進する条例」が必要であるとの意見がLGBT、性的マイノリティ当事者から多くありましたか？  
あれば、どのような事に不便や生きにくさを感じての事ですか？
- 3、多様性条例を作成するにあたり、市町村への意見照会や男女共同参画推進懇話会等の有識者会議への報告を行ったとの事ですが、  
一番重要であるLGBT当事者との意見交換が『レインボー千葉の会』というLGBT当事者団体一つのみと聞いております。  
それは多様性の尊重という言葉とはあまりにもかけ離れた調査方法であり、偏った意見のみを尊重していると言わざるを得ず、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を推進」したいのであれば、より多くの視点から意見が必要であると思われませんが、それで十分に議論が尽くされたと思いますか？
- 4、LGBT当事者の中でも多様性条例に賛否があり、「そっとしておいてほしい」「善意の押し付けはやめて欲しい」との声がある事をご存知でしょうか？

- 5、この多様性条例案が施行された場合の予算はどれくらいの金額を見込んでおりますか？また、具体的にどのような使われ方をしますか？
- 6、この多様性条例における「性的指向や性自認への理解」とは、女性を自認する男性が女性トイレや更衣室などを使用することにも理解を示し、尊重しなければ条例違反になるのでしょうか？
- 7、上記の質問に付随して、「性的指向や性自認への理解」とは、小児性愛者が保育園や幼稚園に勤務していることが判明しても理解を示し、尊重しなければ条例違反になりますか？
- 8、仮に多様性条例案が施行された場合、例えば同性愛者は、伝統的なイスラム法学において禁じられており、状況や法律に応じて死刑を含む異なる刑罰を処するとなっておりますが、この場合、多様性条例の目的と精神に鑑み善良なる千葉県民としましてはイスラム教徒の考えを理解し、イスラム教徒の権利を尊重、優先すべきか、そのイスラム教徒の考えを否定し、LGBT 当事者の権利を尊重、優先すべきでしょうか？
- ちなみに千葉県内においては、LGBT 当事者の数よりイスラム教徒の数が少ない現状であり、よってイスラム教徒の方がよりマイノリティと判断すべきです。
- この度の「多様性条例」の施行後はイスラム教徒と LGBT 当事者双方の理解が深まり一切の対立が起こらないのでしょうか？
- 起こらないという根拠がございましたらこの「多様性条例」に基づきお答え下さい。
- また、「起きる」、「起きる可能性がある」、「起きない」という3択よりの回答も合わせてお答えください。
- 9、千葉県多様性条例案に対し県が集計した意見公募では、賛同の意見よりも、外国人関係や LGBT 関係に対する懸念の声や、条例自体必要ではないとの意見が多数寄せられ、また千葉県民有志による反対の署名活動等も起きておりますが、その千葉県民有志の意見は熊谷知事の言う多様性の尊重に含まれておりますか？

10、現在、女性を自認する男性の女性スペースでの性犯罪が増えてきており、他県にて女性用浴場の湯船に浸かっていた女性を自認する 54 歳の男性が逮捕される事件がありました。また、ごく最近、鳥取県米子市で女性を自認する男性が公衆浴場にて女性更衣室に入り、逮捕に至る事件がありました。

県が行ったパブリックコメントにも多かった、犯罪行為、主に性犯罪に対する懸念の声に対し安心安全の強化を県に求めるとされておりますが、

知事として千葉県民の「安心安全の強化」について具体的にどのような対策をされますか？

11、多様性条例骨子案に、国籍及び文化的背景についても、全ての県民や事業者がこれを理解し尊重し合うとありますが、ドイツ元首相メルケル氏、イギリス元首相キャメロン氏、フランス元大統領サルコジ氏らが、多文化共生は失敗であったことを認める発言をしておりますが、

千葉県では成功すると思われる根拠を詳しくご説明ください。

12、千葉県民の陳情により、多様性という事柄に関し、パートナーシップ宣誓制度や、同性婚、夫婦別姓、外国人参政権付与に繋がらない事が明確にされ、またこの「多様性条例」は理念条例であり禁止や罰則の規定もないそうですが、

それでもなおこの「多様性条例」案を推進する理由は何でしょうか？

13、前回の県知事選挙の際、知事としての公約とされる「多様性条例」案に関して大々的に公表、周知をなさらなかったのは何故でしょうか？

以上です。回答は千葉県本部住所宛に文書、またはメールにてお願いいたします。

再度お伝えいたしますが、いただきました回答は回答の有無に関わらず公開させていただきます。

何卒よろしく願い申し上げます。